最近の少年非行と地域による非行防止活動の意義について

江戸川大学　室城隆之

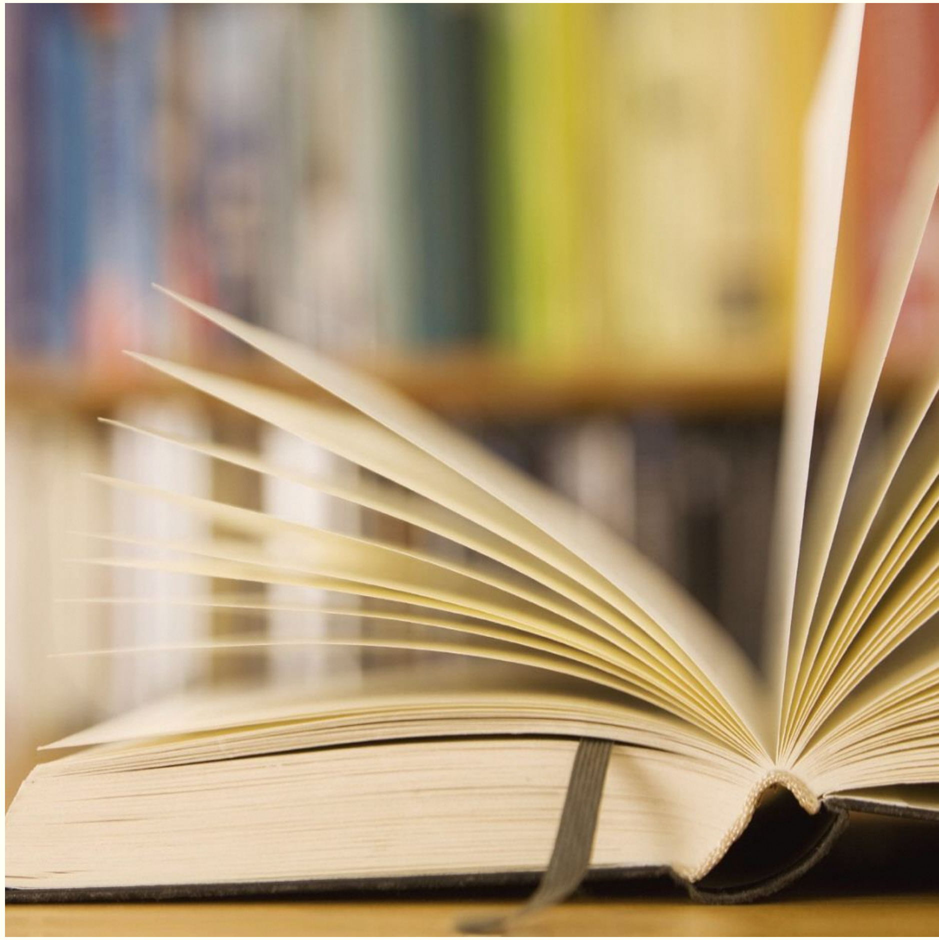

本講演の目的

１．今年度の流山市青少年社会環境浄化事業を振り返る

２．この活動の意義と課題を考える

本講演の内容

Ⅰ．活動を振り返る

Ⅱ．最近の非行少年の特徴

Ⅲ．地域による非行防止活動の意義について

Ⅳ．流山市青少年社会環境浄化事業の意義と課題

Ⅰ．活動を振り返る

1．流山市青少年社会環境浄化事業とは

2．1年間の活動の振り返り

1．流山市青少年社会環境浄化事業とは
（青少年ふれあい運動）

◆目的

　青少年の健全育成及び非行防止のために，青少年にとってよりよい社会環境の整備を行うとともに，青少年を取り巻く大人達の健全な養育態度への認識を深め，地域・家庭の教育力の向上を図る

①青少年にとってよりよい社会環境の整備

②大人達の健全な養育態度への認識を深める

③地域・家庭の教育力の向上を図る

流山市青少年社会環境浄化推進委員会

◆流山市民生委員児童委員協議会
◆柏地区保護司会流山支部
◆松戸人権擁護委員協議会流山支部
◆流山市小中学校校長会
◆流山市学校警察連絡協議会
◆流山市青少年相談員連絡協議会
◆流山市PTA連絡協議会
◆流山市青少年指導センター補導員連絡協議会

地区活動実行委員会

- ◆南流山地区
- ◆南部地区
- ◆東部地区
- ◆八木地区
- ◆東深井地区
- ◆北部地区
- ◆常盤松地区
- ◆西初石地区
- ◆おおたかの森地区

流山市青少年社会環境浄化事業
（青少年ふれあい運動）

◆3つの活動

本事業の趣旨を広め，青少年の健全育成及び非行防止のための社会環境整備への関心を高める。

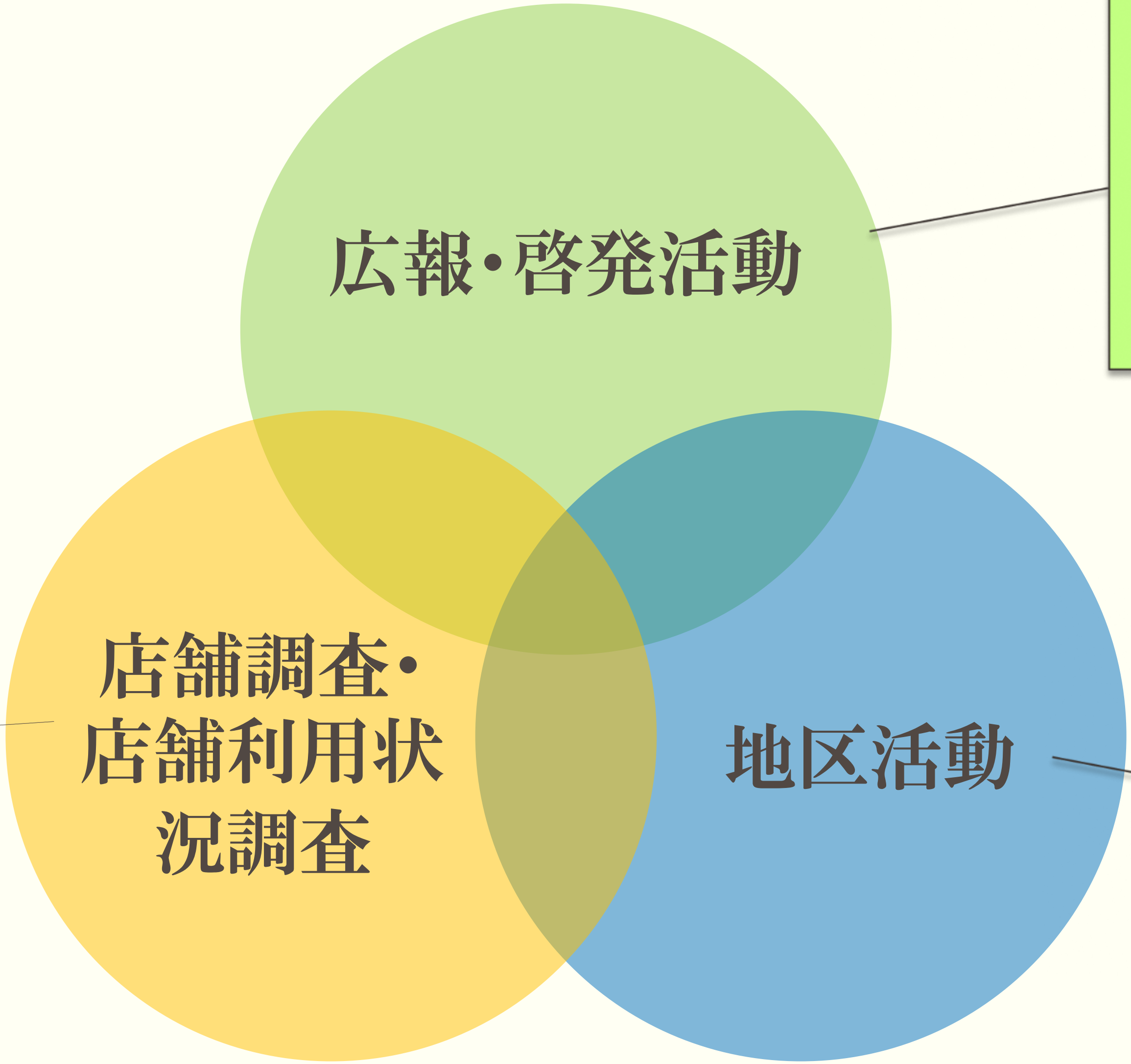

青少年に関する情報収集を行うと同時に地域の店舗の方と連携を図る。

店舗利用状況調査等の結果から，各地区の青少年の動向や養育状況などを知り，地区の課題についてまとめる。

流山市青少年社会環境浄化事業
（青少年ふれあい運動）

◆本年度の重点

「地区の大人として子どもたちの健全な育成のために何ができるか」

①青少年の規範意識の育成のために

②大人の健全な育成態度の認識を深めるとともに

③地域の子どもたちに対して主体的なかかわりを持つ

流山市青少年社会環境浄化事業
（青少年ふれあい運動）

2020．9．24　第1回実行委員会

⇒10月～11月　実行活動(店舗調査･店舗利用状況調査)

2020.10～12　第2回実行委員会

⇒2021．1　報告書提出

2021.2.1　　　第3回実行委員会

2. 1年間の活動の振り返り

◆活動結果のまとめ　小売店

業種別店舗数

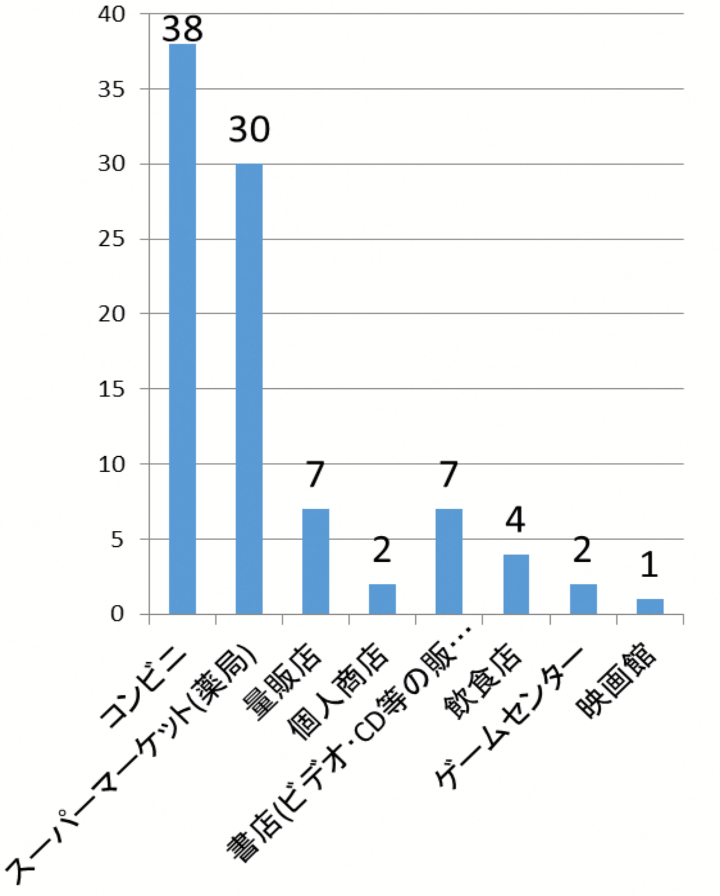

①小・中・高生の２３時過ぎの来店

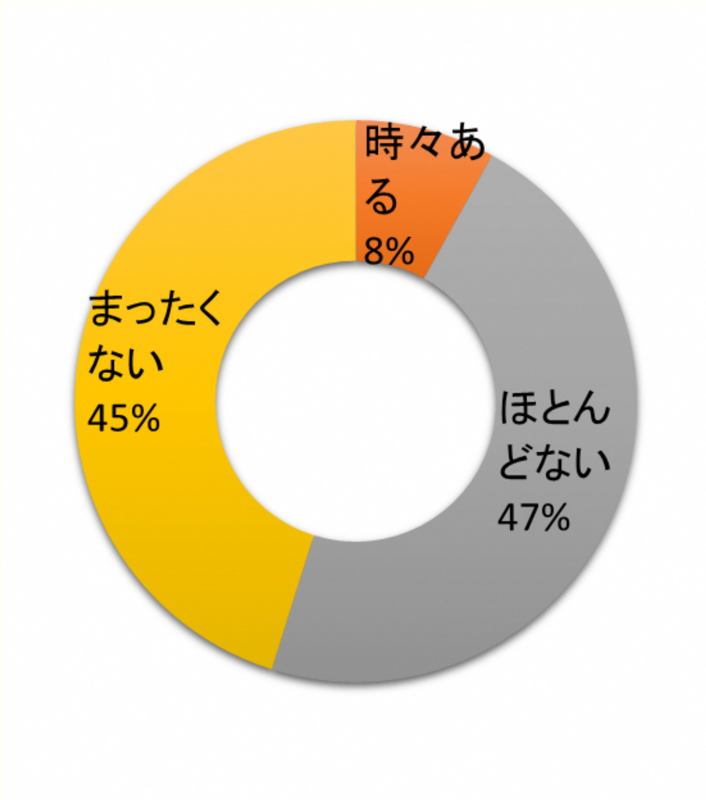

④小・中・高生の店舗近くでの「たむろ」あり（件）

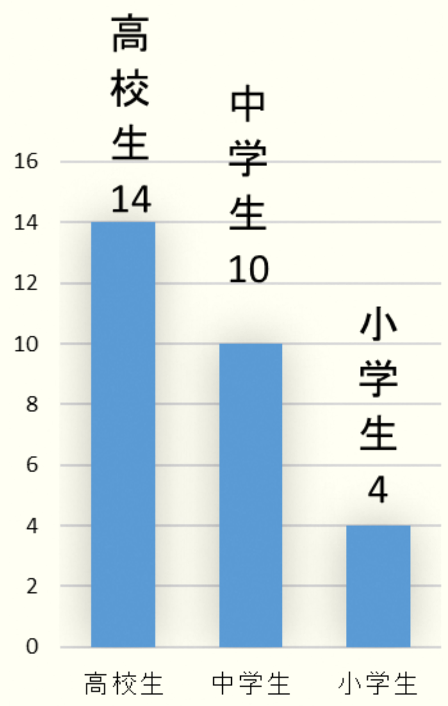

万引き

②年齢層別の１年間の万引き件数（件）

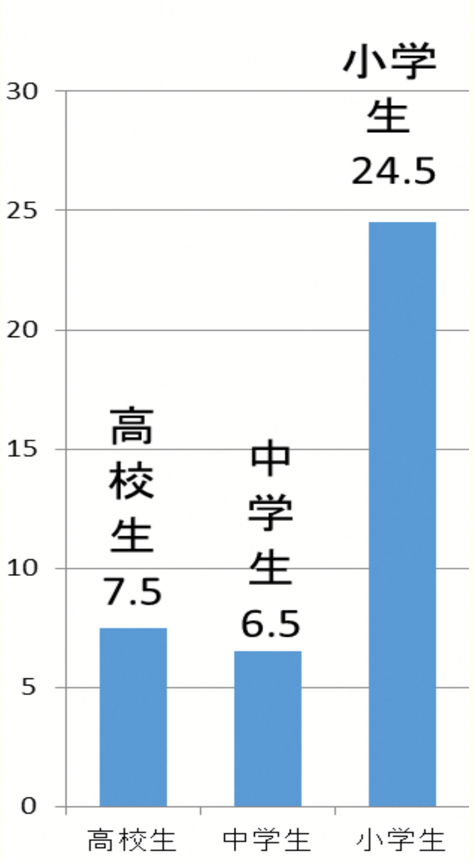

③万引きを捕まえた場合の主な対応

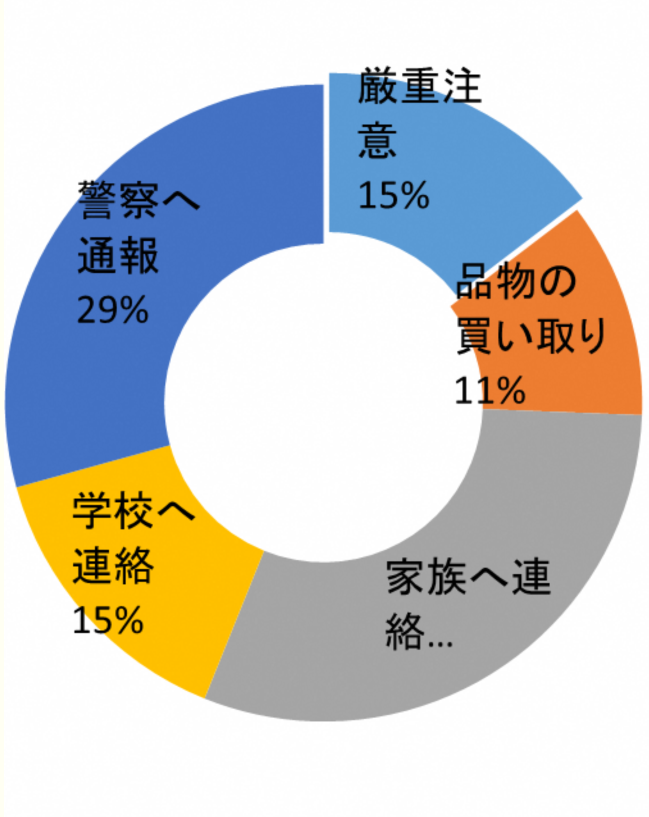

マナー

⑤高校生のマナー

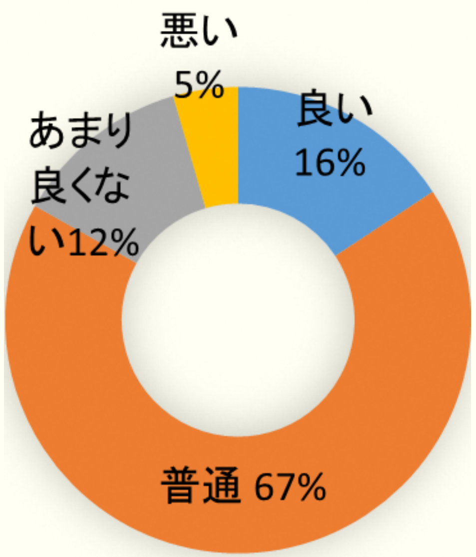

⑤－２中学生のマナー

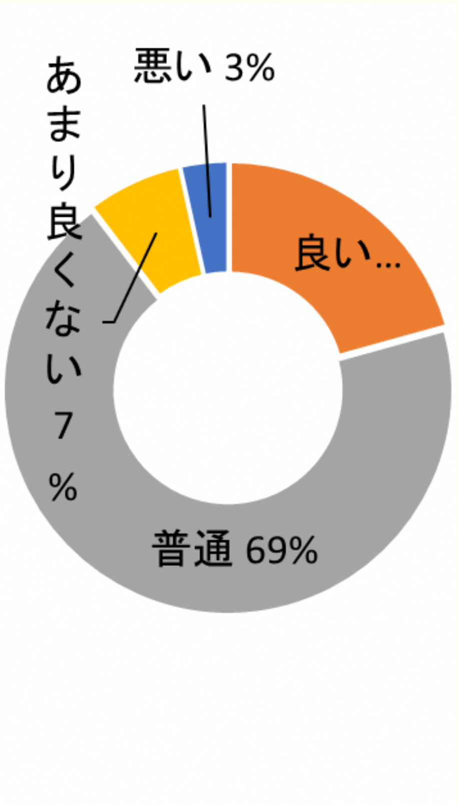

⑤－３小学生のマナー

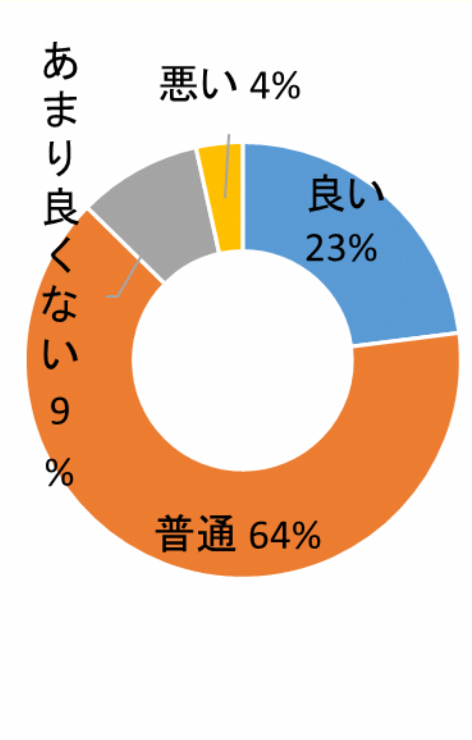

⑥マナーが「あまり良くない」、「悪い」の内容

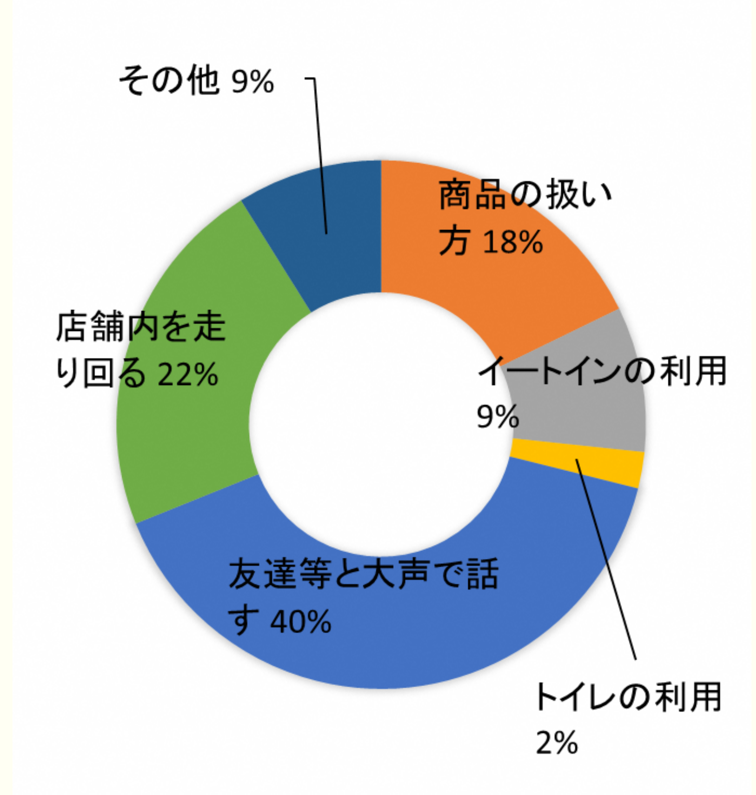

店舗の対応

⑦マナーの悪い高校生への対応

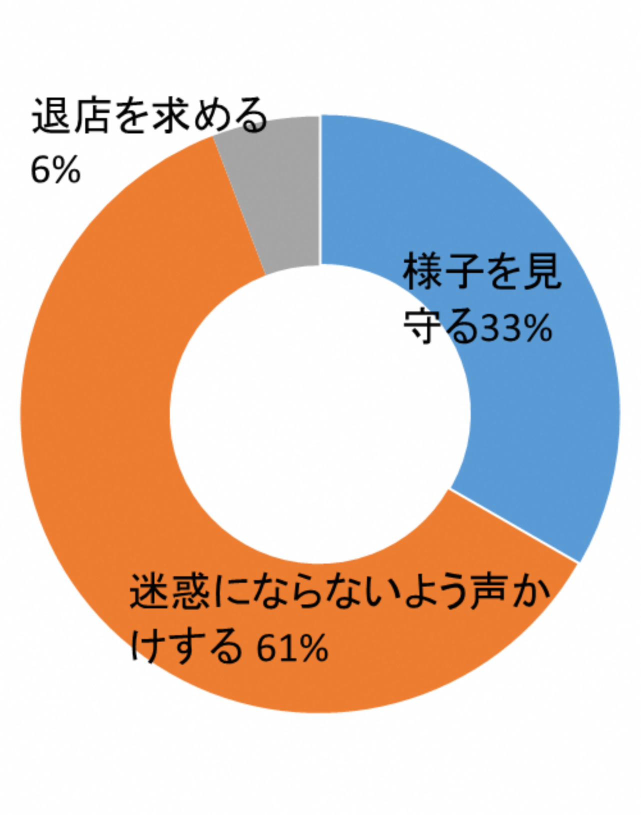

⑦－２マナーの悪い中学生への対応

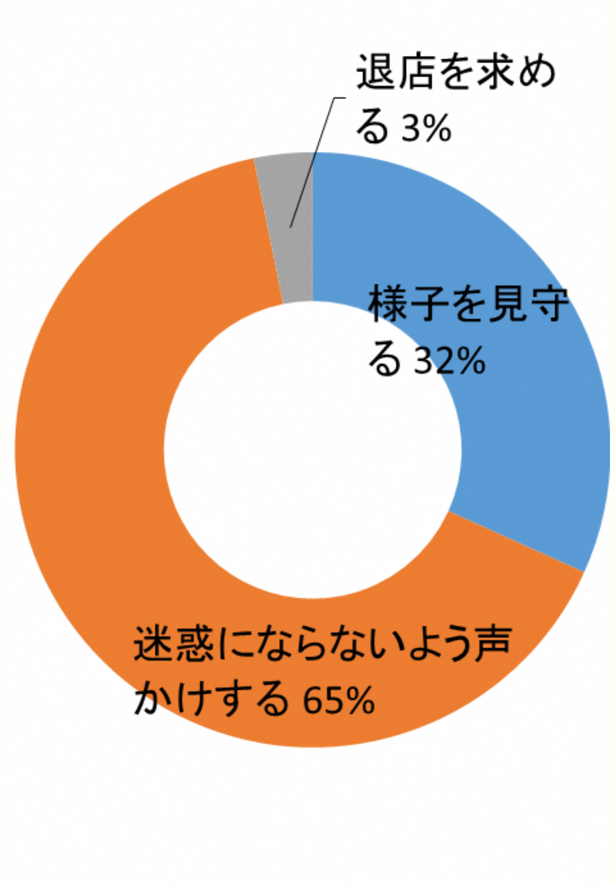

⑦－３マナーの悪い小学生への対応

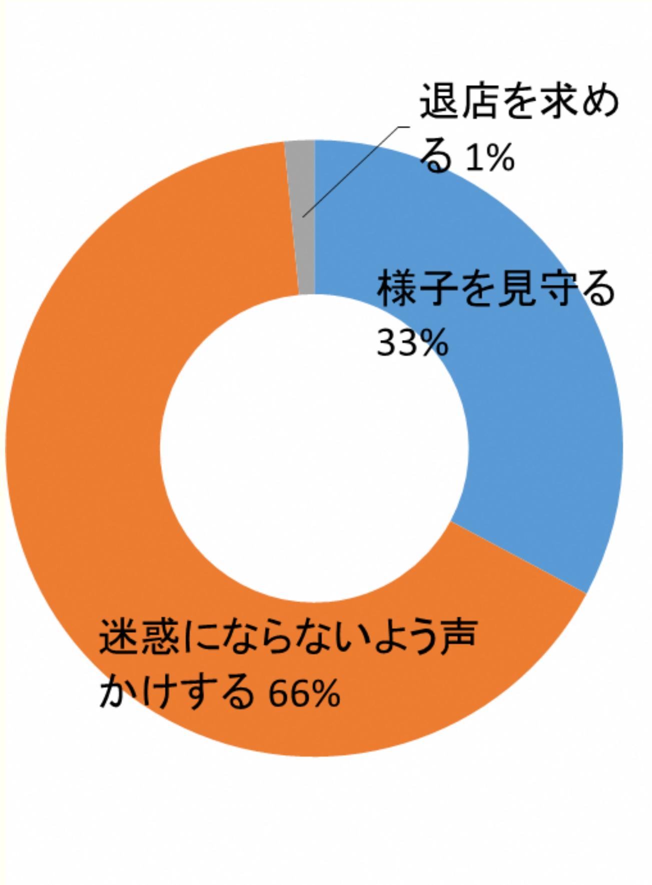

書籍・雑誌・DVD等を扱う店舗

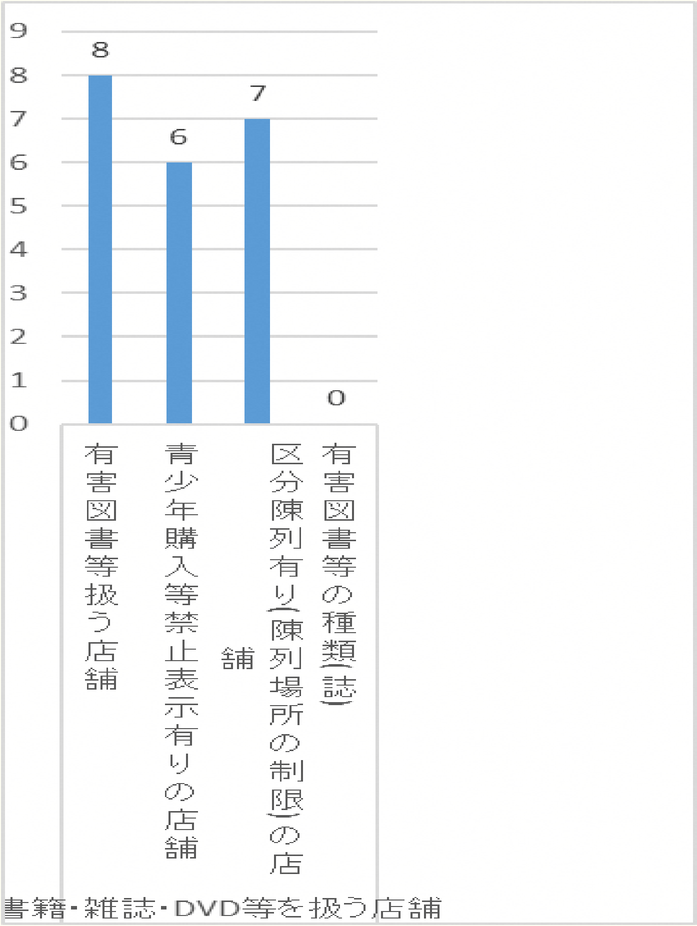

カラオケ店・携帯電話店

◆カラオケ店では，コロナの影響もあってか，大きな問題は見られず，マナーも悪くはなかった。

◆携帯電話店では，小・中学生のマナーが一部良くないことがわかり，デモ機の扱い方に問題があることがわかった。

2. 1年間の活動の振り返り

1)この活動と自分

①この活動になぜ参加したのか

②この活動で何をしたかったのか

③それはどの程度達成できたか(達成できたこと)

④達成できなかったことは何か。その理由は?

⑤今後，この活動に取り組む場合の課題は何か

＊各自作業　5分⇒シェア　5分

2．1年間の活動の振り返り

2)この活動の振り返り

①この活動の意義をどこに感じるか

②この活動の問題点は何か

③今後にどうつなげていくか

＊各自作業　5分⇒シェア　5分

Ⅱ．最近の少年非行の特徴

◆少年非行は少年人口の減少とともに減少傾向にある

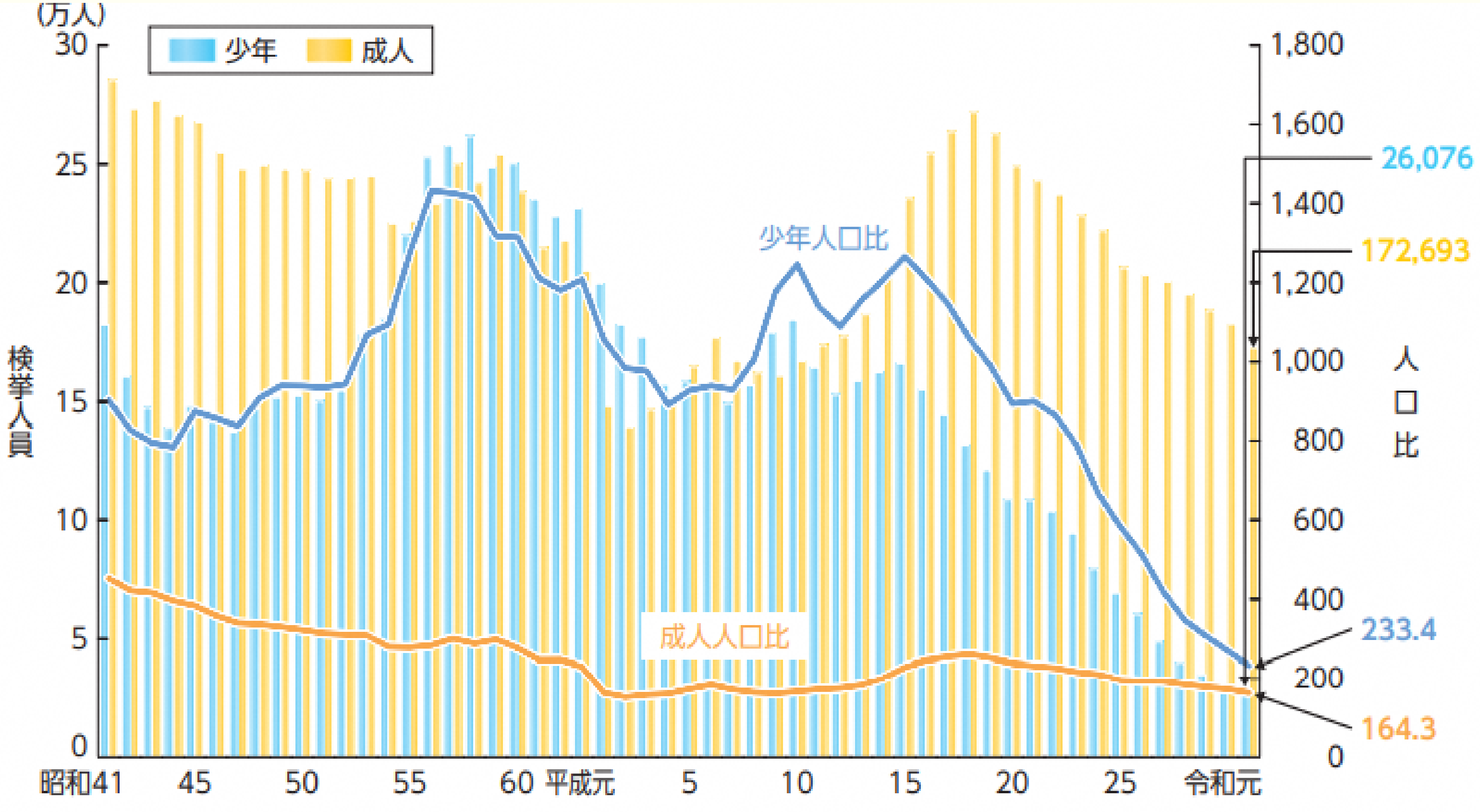

令和２年版犯罪白書より

少年非行の内訳（非行別）

◆一番多いのは窃盗（万引きなど）

⇒次に，横領（自転車）と暴行・傷害といった暴力非行が多くなっている

（令和元年）

罪名	総数		男子	女子	女子比	少年比
総数	26,572	(100.0)	22,408	4,164	15.7	13.4
殺人	52	(0.2)	37	15	28.8	5.6
強盗	273	(1.0)	255	18	6.6	17.0
放火	60	(0.2)	52	8	13.3	10.9
強制性交等	180	(0.7)	178	2	1.1	14.8
暴行	1,481	(5.6)	1,348	133	9.0	5.5
傷害	2,405	(9.1)	2,196	209	8.7	11.8
恐喝	398	(1.5)	333	65	16.3	25.4
窃盗	14,906	(56.1)	11,927	2,979	20.0	15.2
詐欺	901	(3.4)	740	161	17.9	10.2
横領	2,362	(8.9)	2,137	225	9.5	17.5
遺失物等横領	2,344	(8.8)	2,123	221	9.4	18.6
強制わいせつ	499	(1.9)	489	10	2.0	16.2
住居侵入	825	(3.1)	757	68	8.2	22.6
器物損壊	811	(3.1)	702	109	13.4	15.7
その他	1,419	(5.3)	1,257	162	11.4	10.8

令和２年版犯罪白書より

少年非行の内訳（就学・就労状況別）

◆高校生が最も多く，学生全体で66．4%

⇒無職少年が多いというイメージとは異なっている

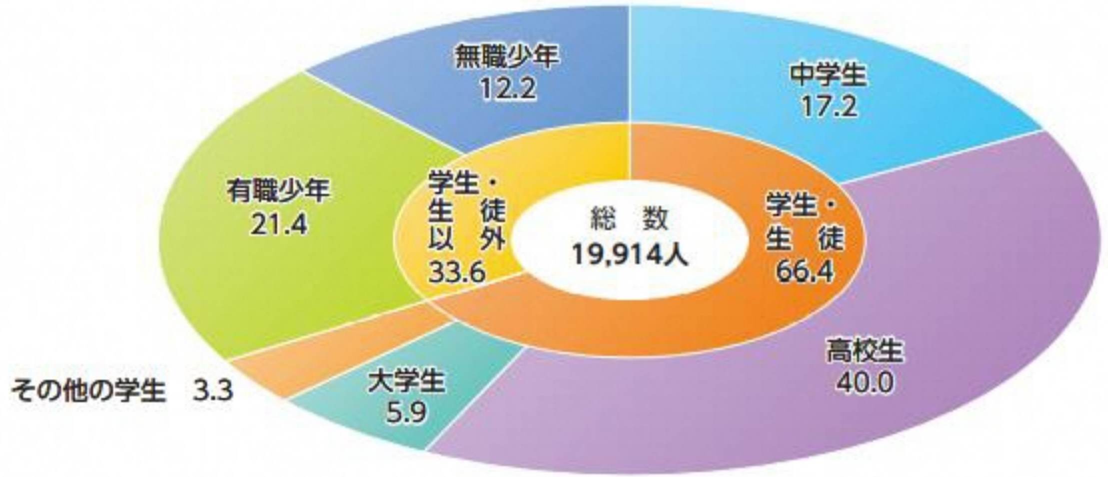

注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の就学・就労状況による。
3 犯行時の年齢による。ただし，検挙時に20歳以上であった者を除く。
4 触法少年の補導人員を含まない。

令和２年版犯罪白書より

千葉県の状況

◆刑法犯少年は平成１６年をピーク時の６分の１に減少

●刑法犯で検挙された少年は、１，０６９人（前年比－２０３人）に減少し、ピークであった平成１６年（７，０７５人）と比較すると６分の１以下になっています。

●包括罪種別では、窃盗犯が全体の約５割を占める５７４人となり、粗暴犯が１７７人（同＋３７人）、知能犯が４９人（同＋９人）、風俗犯が３８人（同＋３人）、凶悪犯が２６人（同＋１５人）などとなっています。
また、窃盗犯のうち主なものは、万引きが３２２人（同－８８人）、自転車盗が８５人（同－６９人）、オートバイ盗が５６人（同－１人）です。

●刑法犯で検挙された少年の学職別は、高校生が４８２人で最も多く、高校生、中学生（１７０人）で全体の約６割を占めています。

千葉県「千葉の少年非行」２０１９年度版より

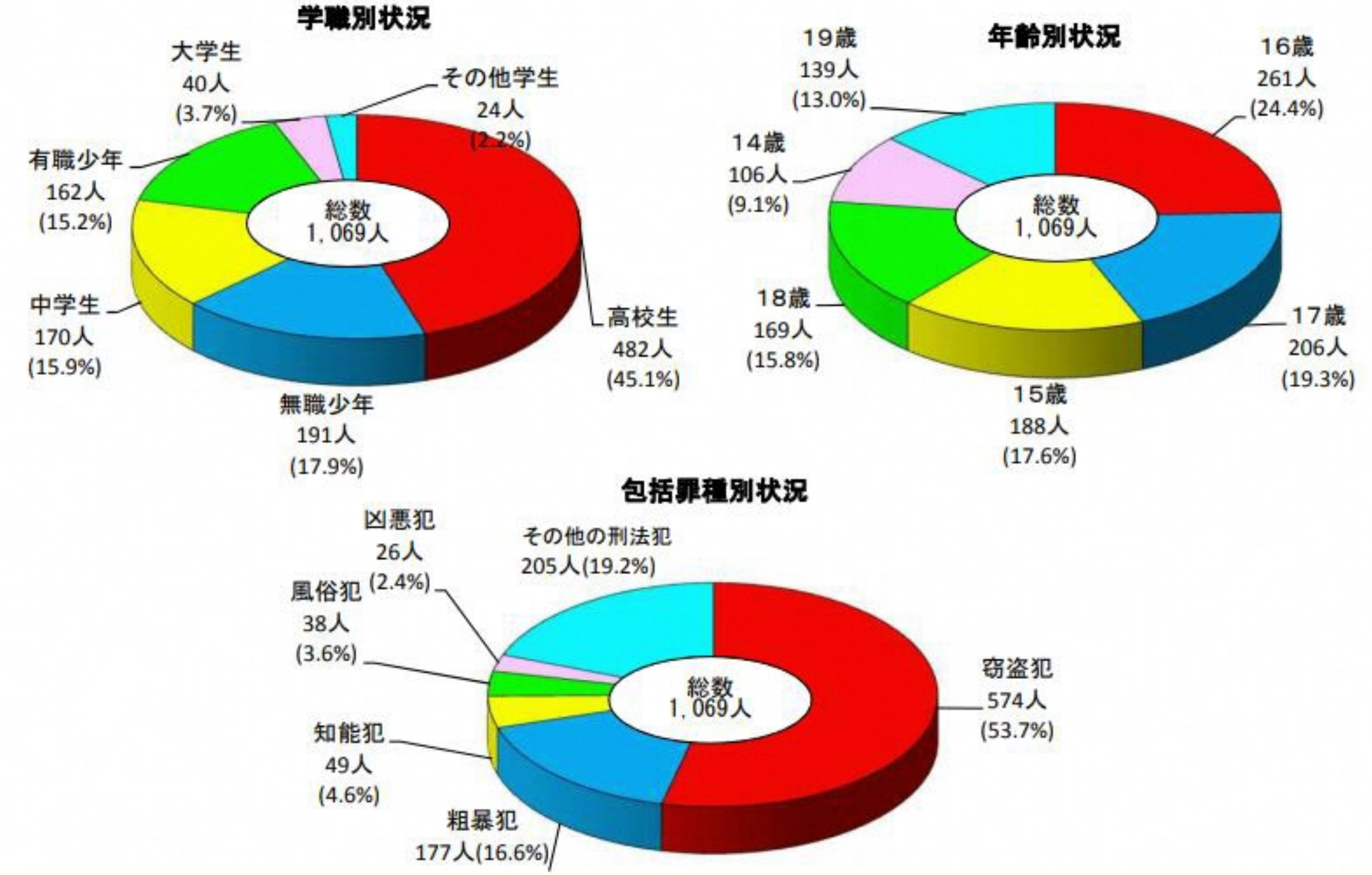

千葉県「千葉の少年非行」２０１９年度版より

不良行為少年の補導状況

◆喫煙と深夜はいかいで全体の約７割

平成３０年中に不良行為で補導された少年は２０，１２２人で、行為別では「深夜はいかい」、「喫煙」で全体の約７割を占めています。

◆中学生と高校生で約６割

●学職別では、高校生が８，４３７で最も多く、中学生と高校生で全体の約６割を占めています。

●年齢別では、１７歳、１６歳、１５歳の順で多く、この年齢層で全体の約７割を占めています。

●県警では、こうした非行に結びつきやすい行為をしている少年を補導して家庭連絡し、注意して見守っていただくよう保護者に依頼するなど、非行の芽を摘む活動に力を入れています。

行為別状況

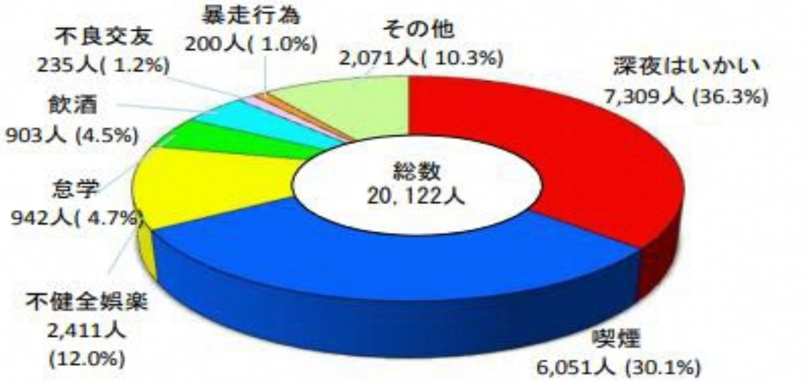

学職別状況

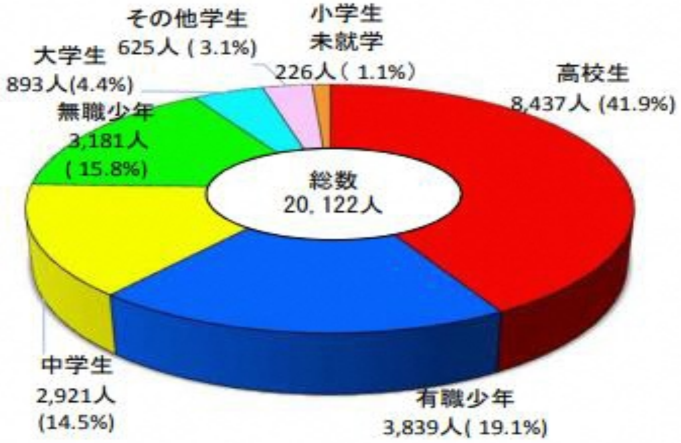

年齢別状況

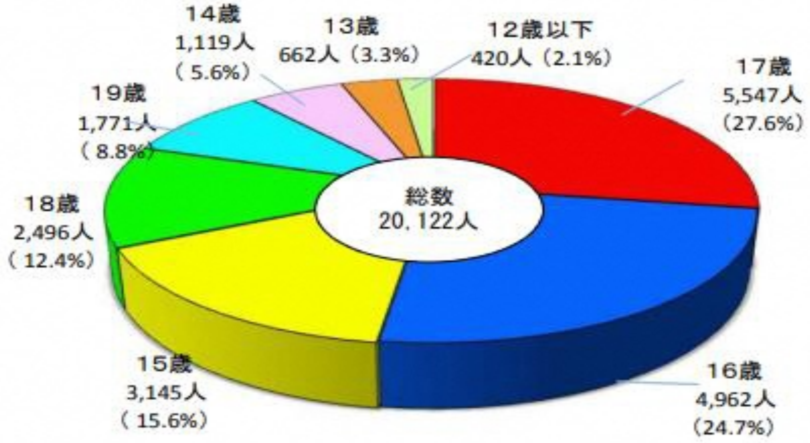

千葉県「千葉の少年非行」２０１９年度版より

少年非行の歴史的推移

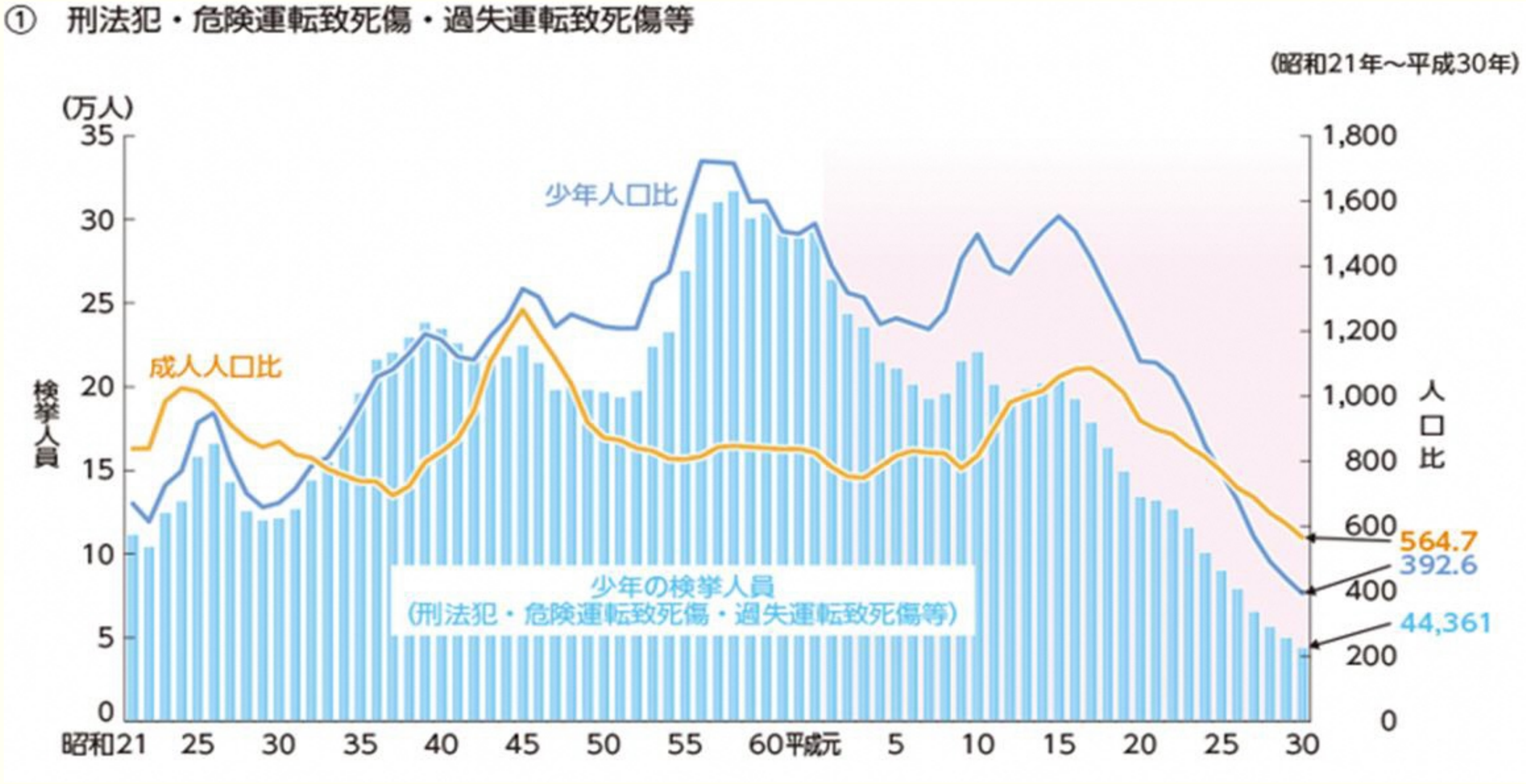

令和元年版犯罪白書より

少年非行の歴史的推移

◆戦後日本の少年非行検挙人員の推移を見ると昭和２６年，昭和４５年，昭和５８年，平成１５年をピークとする４つの波があることがわかる。

①第１期（昭和２０年～３４年）貧困型非行

　戦後の貧困を背景に，窃盗を中心とした生活のための非行が多発

②第２期（昭和３５年～５０年）反抗型非行

　高度経済成長の中で，遊ぶための金品窃盗が多発。また，学園紛争を背景に，権威や権力に対する反抗を示す非行が多く，凶悪事件も多発。

③第３期（昭和５１年～平成１２年）暴力型非行

　経済不況⇒バブル経済⇒バブル崩壊という急激な経済変動の中で，遊び型非行や校内暴力が多発した時期。しかし，後半には校内暴力が力で抑えられたことから少年たちの攻撃性の質が変化し，陰湿ないじめや「普通の子」がいきなりキレて暴力を振るうなどの事件が多発した。

④第４期（平成１３年～現在）ネット型非行

　パソコンやインターネットの普及により，出会い系サイトや学校裏サイトなどのインターネットに関連した非行やいじめが多くなっている。

少年非行の歴史的推移

◆廣井（2008）はこの推移の中で，２つの転換点に注目している。

①第１の転換点は，昭和５８年である。この年は校内暴力のピークであり，この時期までの非行は，権威や権力を持った「強者」である親や先生に対する攻撃性（反抗）の発現であった。しかし，学園紛争や校内暴力が力によって抑圧されると，攻撃性は抑圧され，表面に出てこなくなった。その代わりに，攻撃性が「弱者」に向かう陰湿ないじめが増加し，また，抑圧された攻撃性がある日突然「キレて」表出する「いきなり型」の暴力が見られるようになった。この攻撃性の変化が，第１の転換点である。

②第２の転換点は，平成１３年である。パソコンやインターネットの普及により，この時期から，抑圧された攻撃性は，依存的で受け身的な少年たちが，インターネット上で「ネットいじめ」をしたり，出会い系サイトで知り合った仲間とのトラブルを起こすなどの「受動的な攻撃性」として現れるようになった。また，インターネット上で募集される危ないアルバイト（詐欺の受け子など）を，気軽に行う傾向も見られるようになった。

現代非行の特徴

1）抑制のきかない子どもたち

2）インターネット非行（サイバー非行）

社会的要因

- コンビニ文化
- 大人の指導力の低下
- ネット文化

個人的要因

- 内的統制力の低下
- 規範意識の低下
- コミュニケーション能力の低下
- 攻撃性の潜伏

- 万引き 自転車横領
- 粗暴非行
- サイバー非行など

現代非行の特徴

3）非行の潜伏化

以前のように，反抗を表に現わした非行は少なくなっている

⇒しかし，攻撃性は潜伏している

①家庭内暴力，校内暴力の増加

⇒特に，小学生が増加している

②インターネットの中での誹謗中傷

⇒子どもたちの様子がわかりにくくなっている

⇒青少年社会環境浄化事業のやりにくさと重要さ

Ⅲ．地域による非行防止活動の意義について

◆ここでは，小林（2002）に基づき，地域による非行防止活動の意義について考えてみたい。

＊小林寿一（2002）「地域の非行防止活動の活性化について－地域レベルのプロセスと効果の検討－」

犯罪社会学研究，27, 74-86

◆地域の非行防止活動

1）内的非行抑制要因を育むための活動

スポーツ活動，自然体験活動，社会奉仕活動

⇒青少年や保護者が参加することによって，道徳心，忍耐力，規範意識，遵法的な他者との愛着といった内的抑制因子を青少年の中に育む

＝適切な社会化を通して少年非行を防止する（青少年の社会参加活動）

Ⅲ．地域による非行防止活動の意義について

2）青少年が非行を行う機会を除去する活動

繁華街でピンクビラを取り除く，成人向けの雑誌の自動販売機を撤去するなどの環境浄化活動

繁華街での街頭補導活動やパトロール

⇒地域の成人のボランティアが活動の主体

⇒公的機関と地域住民の協働

⇒住民ボランティアが主体的な役割を果たしている地域ほど，非行防止活動における住民ボランティアの活動水準が高くなる。

＝住民ボランティアの果たす役割の大きさ

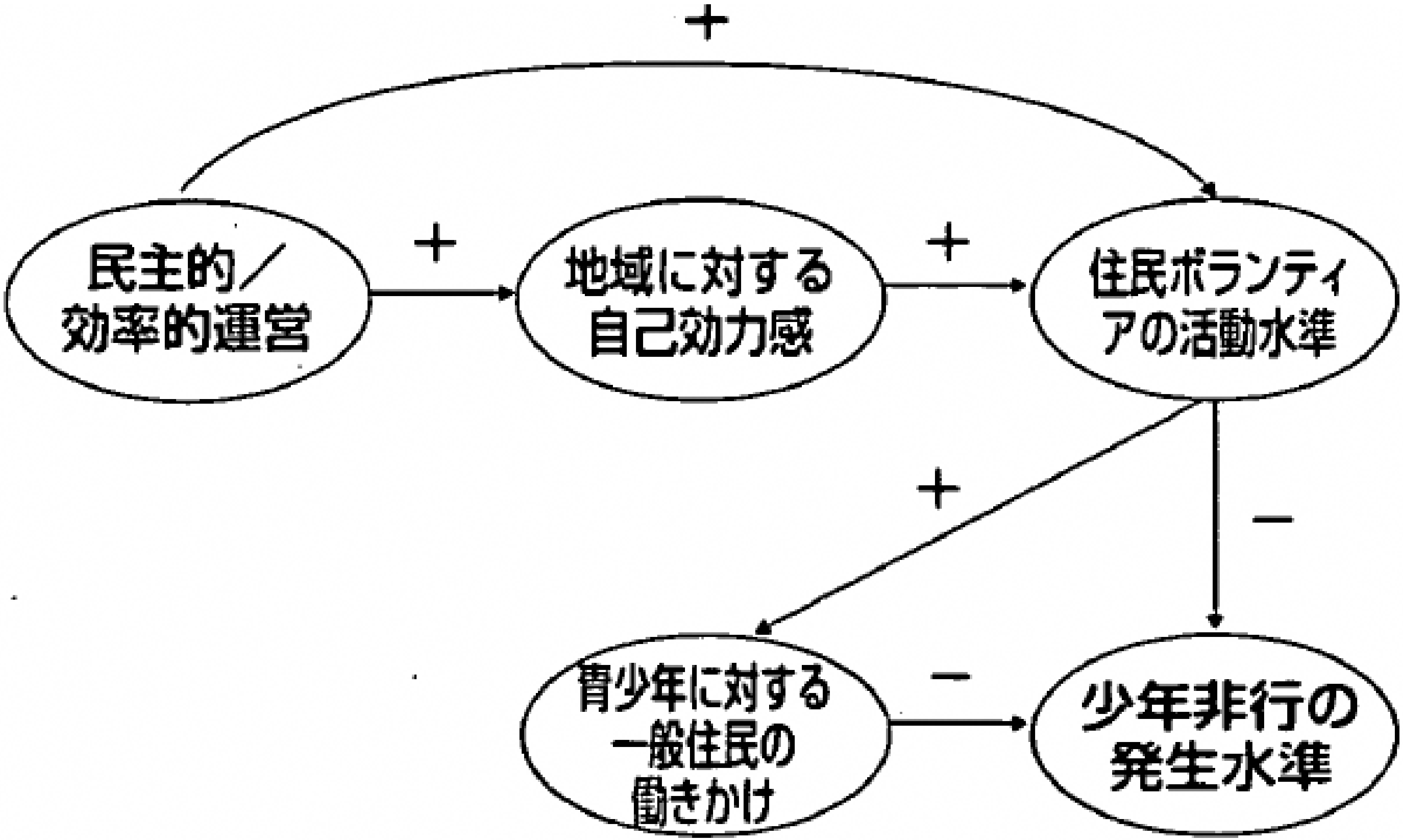

+
民主的／
効率的運営
+
地域に対する
自己効力感
+
住民ボランティ
アの活動水準
+
−
青少年に対する
一般住民の
働きかけ
−
少年非行の
発生水準

小林寿一（2002）より

Ⅲ．地域による非行防止活動の意義について

1)民主的／効率的運営

地域の非行防止活動が民主的かつ効率的に運営されていること

①参加民主主義的なリーダーシップ

活動参加者すべてに対して，重要な決定事項に関わる意見を表明する機会と，各々の適性を反映し，個人の技能の発達に寄与する役割を遂行する機会が与えられること

②目標とする成果を生むように効率的に活動が運用されること

活動の計画がきちんと立てられ，警察などの公的機関や他の民間団体などと連絡・調整が緊密に行われ，地域の多くの資源が活用されること。

Ⅲ．地域による非行防止活動の意義について

2)地域に対する自己効力感

自分が主体的に地域の状況に影響を及ぼすことが出来るという感覚

⇒これを高めること＝活動参加者個々人に対するエンパワーメント

①自分の行うことが地域の状況を変えうるという状況認識

②自分で地域の状況をよくしていきたいという意欲（モチベーション）

③誰に働きかければ状況が変わるのかというノウハウの理解

⇒この自己効力感が住民ボランティアの活動水準を高め，活動への取り組みを促進し，ひいては少年非行の発生を抑制することにつながる

Ⅲ．地域による非行防止活動の意義について

3)青少年に対する一般住民の働きかけ

非行防止活動の中核的なボランティアは，地域住民のごく一部

⇒しかし，これらのボランティアの積極的活動が一般住民の青少年に対する働きかけを促進する

⇒それがひいては，少年非行の発生を抑制する

⇒中核的なボランティアの活動にとどめることなく，地域住民全体の幅広い活動になるようにすることが大切

Ⅳ．流山市青少年社会環境浄化事業の意義と課題

◆流山市青少年社会環境浄化事業の意義

1）青少年の現状を知ることが出来る

地区活動によるインタビューデータは，今現在の子どもたちの状況を知るうえで，とても貴重なデータである。

⇒これは，実際に調査することによってしか得られない

⇒特に非行が潜伏化しやすい現代の状況の中で，重要である。

例）今回の調査をして始めて，小学生の万引きが多いことや学校への連絡が少ないこと，各店舗でのマナーはそれほど悪くないことなどが明らかになった。

⇒また，地域による違いなども明確になる

⇒少年非行予防対策の方向性を考える基礎になる

Ⅳ．流山市青少年社会環境浄化事業の意義と課題

2）各店舗への青少年の非行防止への意欲を高めることが出来る

地区活動による調査活動は，各店舗の人たちが青少年の現状に関心を持つきっかけになる

⇒このような活動がなければ，意識は低くなる

例）今回の調査で，各店舗の対応などを聞いていることが，今後の対応を適切にする

⇒青少年への指導につながる

Ⅳ．流山市青少年社会環境浄化事業の意義と課題

◆流山市青少年社会環境浄化事業の課題

1)民主的／効率的運営

　この活動にはさまざまな機関の代表が参加している

⇒それを効率的に活かすことが課題

2)地域に対する自己効力感

　この活動への参加者が，活動の成果を実感し，達成感，自己効力感を感じることができることが大切

⇒次の年度の参加者にもそれが受け継がれる

Ⅳ．流山市青少年社会環境浄化事業の意義と課題

3)青少年に対する一般住民の働きかけ

非行防止活動の中核的なボランティアは，地域住民のごく一部

⇒この活動ではさらに，一般住民である各店舗の人たちの青少年に対する働きかけを促進している

⇒しかし，さらに広く一般住民に参加してもらうことが課題である

⇒それがひいては，少年非行の発生を抑制する

⇒では，そのためにどうすれば良いのであろうか？

この活動に対する1つの提言

◆これらの課題を解決する方法として，活動の結果をアウトプットする場を作ることを提言したい。

⇒現在は，活動に参加しているメンバーが，各地域での調査結果を報告するところにとどまっている。

⇒広く一般住民の意識を高めるためには，結果を一般住民に対して報告することが必要である

⇒3つの活動の1つである広報・啓発活動の必要性

⇒そのための方策の1つとして，各地域でこの活動の結果を踏まえた広報資料（かわら版）を作ることを提言したい。

流山市青少年社会環境浄化事業
（青少年ふれあい運動）

◆3つの活動

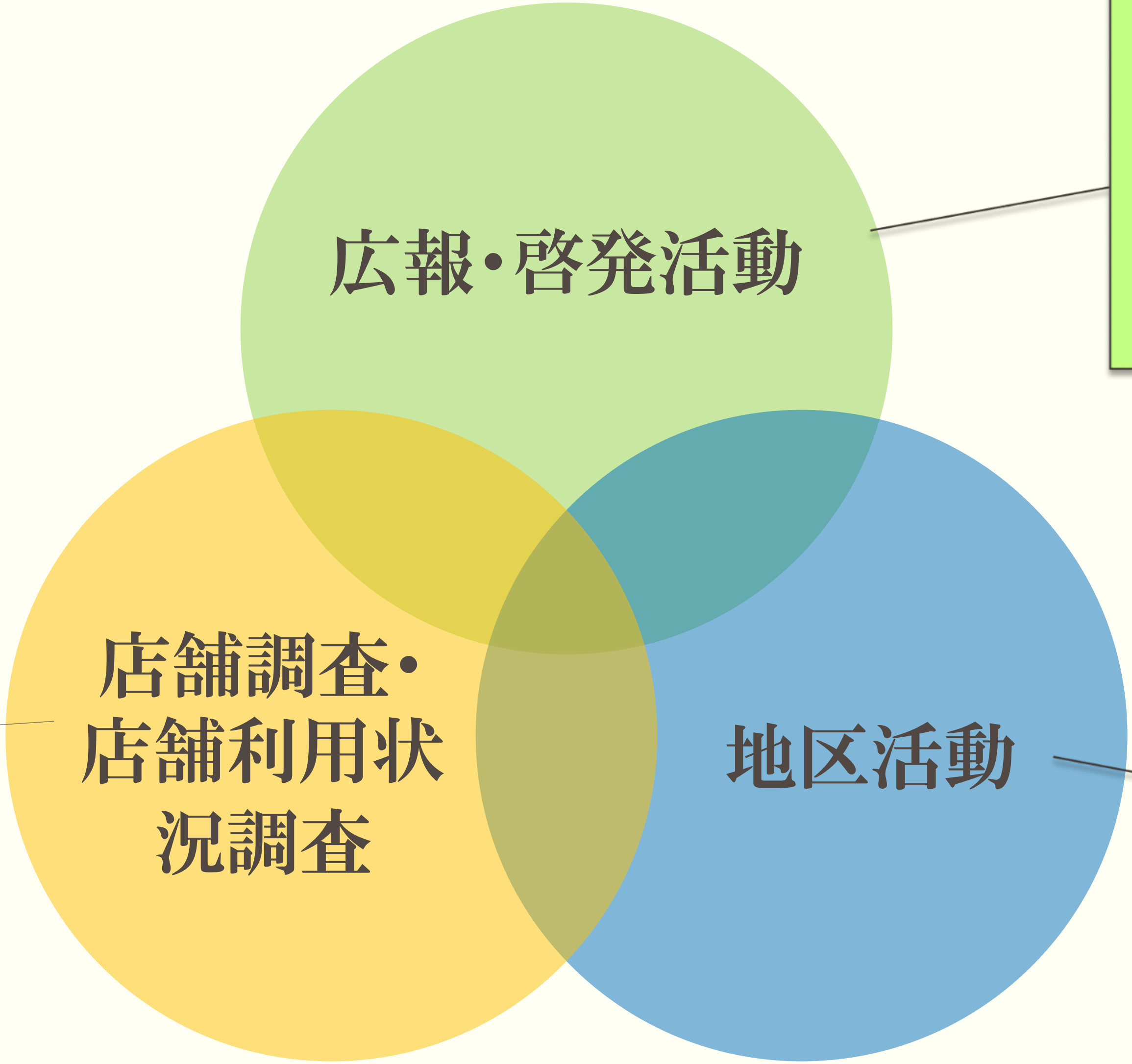

本事業の趣旨を広め，青少年の健全育成及び非行防止のための社会環境整備への関心を高める。

青少年に関する情報収集を行うと同時に地域の店舗の方と連携を図る。

店舗利用状況調査等の結果から，各地区の青少年の動向や養育状況などを知り，地区の課題についてまとめる。

広報資料（かわら版）

◆目的：各地域の活動結果を踏まえて，その地域住民の青少年非行防止活動への意欲を高めることを目的とする。

◆方法：各地域の活動結果を踏まえて，各地域でＡ４用紙1枚程度の広報資料を作成する。

⇒それを各参加者がそれぞれの機関などの活動範囲で配布するなどして活用する

広報資料（かわら版）

◆効果：

①広報資料の作成という目的に向かって，参加者がそれぞれ自分の能力を活かして協働作業をすることができる。

⇒自己効力感につながる

②それぞれの活動場所で活用することによって，さまざまな機関，立場の人が参加していることを活かすことが出来る。

③多くの住民に広報することができ，より広く一般住民の非行防止への意識を高めることができる。

④それによって，参加者が活動の成果を実感でき，自己効力感を高めることができる。

流山市青少年社会環境浄化事業
（青少年ふれあい運動）

2020. 9. 24　第1回実行委員会

⇒10月～11月　実行活動（店舗調査・店舗利用状況調査）

2020.10～12　第2回実行委員会

⇒2021. 1　報告書提出

⇒広報資料（かわら版）作成

2021.2.1　　　第3回実行委員会

各地域で作成した広報資料（かわら版）を発表

◆少年非行防止活動は，地域住民ひとり一人の意識が大切！

⇒これからもこの素晴らしい活動が効果を上げていくことを期待しています。

◆ご清聴ありがとうございました。